南下原町内会規約(案2)

(令和 4 年度改訂版)

南下原町内会規約

第1章 総 則

第1条(名称)

この会は、認可地縁団体 "南下原町内会"と称する。

第2条 (主たる事務所)

この会の主たる事務所は、会長宅に置く。

第3条(目的)

この会は、下記に示す地域的共同活動を行うことにより、安全安心で、良好な地域 社会の維持及び形成に、資する事を目的とする。

- 1. 関係官庁及び諸団体との連絡調整、行政への請願及び陳情活動。
- 2. 情報の迅速化と共有化の為に、電子回覧板(HP、公式 LINE)を活用。
- 3. 行政がサポート出来ない(非常事態時、緊急事態時) 時の助け合い活動。
- 4. 自主防災組織を組織し、減災活動及び防災訓練を定期的に開催。
- 5. 高齢者世帯及び独居老人世帯を、見守りサポートする組織づくりと活動。
- 6. 町内住人の顔つなぎの手段として、イベントを開催。(交流の場の提供)
- 7. その他、この会の目的を達成する為に必要な事柄

第4条 (区域)

この会の対象区域は、春日井市南下原町の全域とする。

第2章 会員

第5条 (会員)

この会の会員は、第4条に定める区域に住所を有する個人とする。

第6条(会費)

この会の会員は、別に定める会費を納めなければいけない。 会費詳細は補則4条(会員規定)に取り決める。

第7条 (入会)

1. 第4条に定める区域に住所を有する個人で、この会に入会しようとする者は、入会申込書を、会長に提出しなければならない。 詳細は補則 4条(会員規定)参照

2. 前項の入会申込みがあった場合には 正当な理由なくこれを拒んではならない

第8条(退会等)

- 1. 会員が、次の各号の一つに該当する場合には、退会したものとする。
 - ① 第4条に定める区域内に、住所を有しなくなった場合。
 - ② 本人より、退会届が会長に提出された場合。
- 2. 会員が、死亡し又は失踪宣言を受けたときは、その資格を喪失する。 詳細は補則 4条(会員規定)参照

第3章 役員

第9条(役員の種別)

この会は、以下の役員を置く

会 長 1名

副会長 2名(組長より選出)

会 計 1名(組長より選出)

以上を執行役と称す

各常会会長 3名

各常会広報担当 3名

各常会会計担当 3名

各常会組長 5名

(各常会より選出)

さらに以下に示す役員は会の要請に応じ会運営に協力する。

事務局 1名(引継ぎ期間を3月~5月とする)

顧問 1名(前職会長)

監事 2名

第10条(役員の選出)

- 1. 役員の選出は次により行なう。
 - ① 会長は、原則として各常会輪番制で推薦し、総会の承認で決定する。
 - ② 常会長及び役員は、常会毎で互選する。
 - ③ 副会長は、会長が常会より互選された役員の中から委嘱する。
 - ③ 会計は、会長が常会より互選された役員の中より委嘱する。
 - 4 監事は、会長が委嘱する。
 - ⑤ 顧問は、前年度の会長が務める。
 - ⑥ 事務局は、行政業務を代行する専門職とし、嘱託で募集する。
- 2. 監事職と他の役職は、相互をする事は出来ない。

第11条の1(役員の任務)

この会の役員の任務は次のとおりとする。

- 1. 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 3. 事務局は、行政関連書類等の申請承認報告等を会長の代行を行う。
- 4. 事務局は、議会進行を補佐し、議事その他重要事項を記録する。
- 5. 事務局は、公認 LINE の管理運営を或いは、補佐し管理する。
- 6. 会計は、本会の会計事務を行い、会計年度末に、会計報告を行なう。
- 7. 各常会広報担当者は、広報部会に属し、当該部会の任につく。
- 8. 各常会長担当者は、暮らし安全部会に属し、当該部会の任につく。
- 9. 各常会計担当者は、暮らし支援部会に属し、当該部会の任につく。
- 10. 下島常会組長は、レクリエーション部会に属し、当該部会の任につく。
- 11. 顧問は、会長の諮問に協力する。
- 12. 監事は、会計及び業務執行状況を監査する。
- 13. その他必要事項は、役員会で協議し任務を遂行する。

第11条の2(活動組織)

この会は、第3条の事業を行う為に、次の4つの部会で、町内会組織をもって活動する。

- 1. 広報部会。
- 2. 暮らし安全部会。
- 3. 暮らし支援部会。
- 4. レクリエーション部会。

補則第3条(町内会組織表、任務と役割)にその活動詳細を取り決める。

第12条 (役員の任期)

- 1. 役員の任期は1か年とし、再任を妨げない。
- 2. 補欠により選任された役員の任期は、前任者の在任期間とする。 役員の交代は、当該年度の3月31日までに行なう。

第4章 総 会

第13条(総会の種類)

本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

第14条(総会の構成)

総会は、会員をもって構成する。

第15条(総会の機能)

総会は、この規約に定めるもののほか、この会の運営に関する重要な事項を議決する。 具体的に、総会の議決事項は、以下の通りとする

- 1、前年度の事業報告
- 2、前年度の決算報告と監査報告
- 3、当年度の会長、町内会役員の就任と承認
- 4、当年度の事業計画
- 5、当年度の予算提案
- 6、その他承認が必要な提案事項等
- 7、前年度の社務係の諸報告

第16条 (総会の開催)

- 1. 通常総会は、毎年4月に開催する
- 2. 臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。
- ① 会長が、必要と認めた場合。
- ② 役員の過半数が、必要と認めた場合。
- ③ 会員の5分の1以上から、会議の目的である事項を示して請求があった場合。

第17条(総会の招集及び議長)

この会の総会は、会長が招集する。

総会の議長は、出席した会員の中から、会長が指名する事で選任される。

第18条(総会の定足数と議決)

- 1. 総会は、会員数の2分の1以上の出席がなければ、開催する事は出来ない。
- 2. 総会の議事は、この規定の定めるもののほか、出席した会員の過半数を もって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第19条(会員の表決権)

- 1. 会員は、総会に於いて各々1個の表決権を有するものとする。
- 2. 会員は、家族世帯単位(世帯名簿)で入会する事から、世帯主が家族を代表しその意を委任する事で、1世帯をもって1個とすることが出来る場合がある。 その場合の議決内容は、第15条 1~7 の定例議案の場合を指す。ただし、会の運営に関わる重要事項を除き、本項の適用が合理的と認められる事項。

第20条(総会の書面表決等)

- 1. 止むを得ない理由の為、総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し又は他の会員を代理人として表決を委任する事が出来る。
- 2. 前項の場合における、第18条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

第21条(総会の議事録)

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならい。

- 1. 日時と場所。
- 2. 会員の現在数及び出席者(書面表決者及び表決委任者を含む)。
- 3. 開催の目的、審議事項及び議決事項。
- 4. 議事の経過の概要及びその結果。
- 5. 議事録署名人の選定に関する事項(2名の議事録署名捺印)。
- 6. 2名の議事録署名者は、前会長と当該総会の議長とする。

第5章 役 員 会

第22条(役員の選出)

- 1. 町内全域を、3区域に区割りして、上島常会(4丁目、5丁目)、中島常会 (3丁目、6丁目)、下島常会(1丁目、2丁目)の3常会を置く。
- 2. 各々常会より選出された組長が、役員会組織の任を負う。(第9条参照)

第23条(役員会の権能)

役員会はこの規定で別に定めるもののほか 次の事項を議決する

- 1. 総会に付議する事項
- 2. 総会の議決した事項の執行に関する事項
- 3. その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第24条(役員会の構成及び招集等)

役員会の構成は、第9条に示す役員のうち、事務局、顧問、監事を除く15名と する。 また、役員会は、以下のときに開催する

- 1. 定時役員会。(毎月1回定期役員会を開催する)
- 2. 会長が必要と認めた場合。
- 3. 役員の3分の 1 以上から会議の目的事項を示して召集の請求があった時 その請求があった日から30日以内に、委員会を招集しなければならない。

第25条 (役員会の成立)

役員会は役員の3分の2以上の出席がなければ成立しない。 但し、委任状を含めて3分の2以上あれば成立する。

第26条 (役員会の議長)

役員会の議長は、会長がこれに当たる。

第27条(役員の辞任)

役員の辞任は、選出常会及び役員会の承認を必要とする。

第6章 資産及び会計

第28条(資産の構成)

この会の資産は 次の各号に揚げるものをもって構成する

- 1. 別に定める資産目録記載の資産。
- 2. 会費 補則第4条(会員規定)に詳細を示す。
- 3. 行政からの助成金、補助金 委託金等。
- 4. その他収入 補則第9条(その他収入)に詳細を示す。

第29条(資産の管理)

この会の資産は 会長が管理し その方法は役員会の議決によりこれに定める

第30条(資産の処分)

この会の資産で 第28条 1 項に掲げるもののうち別に総会に於いて定めるもを処分し 又は担保にする場合には 総会に於いて4分の3以上の議決を必要とする

第31条 (支 出)

この会の支出は次のとおりとする。

- 1. 第3条の目的達成のために必要な事業費及び諸経費。
- 2. 会議費および役員手当
- 3. 弔慰金 1人当り 金5,000円。
- 4. その他 会長が特に必要と認めたとき。

会費の支出は全て事前決裁(或いは回覧稟議書等で承認を得る)とし、やむを得ない場合には速やか執行役の承認を必要とする。

第32条 (役員手当)

この会の役員手当は、総予算(繰越金は含めない).の 10%以下とする、10%は春日井市町内会の平均的役員手当を参考に、取り決めた値である。

よって以下のように定め、手当は年度末に支給する。但し、これらは各々の通信費及び交通費を補填する意味合いでの手当てで、任務は奉仕を旨とする。

会長年間 50,000円 副会長年間(2名) 10,000円 会計年間 20,000円 常会長年間(3名) 8,000円 役員年間(8名) 5,000円 合計 154,000円

事務局・・・・・・専任職として一期3年で嘱託とし委託料50,000円/年額とする

第33条(事業計画及び予算)

この会の事業計画及び予算は 前年度役員会が作成し次年度役員会へ引き渡す(業務の引継ぎ) その折 双方役員会で協議理解する事。

- 1. 毎会計年度開始前に、総会の決議を経て定めなければならない。
- 2. 前項規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会に於いて議決されない場合。 会長は、総会に於いて予算が議決される日までの間、前年度予算を基準とし収入支出する事が出来る。

第33条 (事業報告及び.決算と会計年度)

- 1. この会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。
- 2. 会長は、当該年度の事業報告及び収支決算書等を作成し監事の監査を受け、総会の承認を必要とする。

第7章 規約の変更及び解散

第34条(規約の変更)

- 1. この会の規約は総会に於いて総会員の3分の2以上の議決を得、かつ春日井 市長の認可を受けなければ変更する事は出来ない。
- 2. 規約変更には補則第10条(認可地縁団体)に示す 取り決める必須事項 を遵守しなければならない。

第 35 条(解散)

- 1. この会は次にあげる事由に該当した場合により解散する。
 - ① 破産手続き開始の決定。
 - ② 許可の取り消し。
 - ③ 総会の決議。
 - ④ 構成員が欠けたこと。
- 2. 総会に基づき解散する場合 総会員の 4 分の 3 以上の賛成を得なければならない。

第36条(残余財産の処分)

この会の解散の時に有する残余財産は、総会に於いて総会員4分の3以上議決を得て、この会と類似する目的を有する団体に、寄付するものとする。

第37条(備え付け帳簿及び書類)

この会の事務所(あるいは公民館書庫)には 規約 会員名簿(世帯名簿) 認可及び登録等に関する書類 総会及び役員会の議事録 収支に関する帳簿 財産目録等資産の状況を示す書類 その他必要な帳簿及び書類を揃えておかなければならない

第6章 補 則

補則第1条(権利と義務)

この会の町内会所有の公民館等含めた不動産等の資産は認可地縁団体である南下原町内会の所有物であり 権利と義務は町内会が有する。

補則第2条 (文書管理)

町内会資料は、少なくとも5年間保管するものとする。 常会資料は、少なくとも3年間保管するものとする。

補則第3条(町内会組織表、任務と役割)

別紙「南下原町内会組織表」に任務と役割を取り決め記す。

補則第4条(会員規定)

別紙「会員規定」にて、入会&退会手続き方法を取り決める。 会費の詳細も、併せて取り決める>

補則第5条(自主防災組織)

別紙「自主防災組織表」に、任務と役割を取り決め記す。 役割詳細は、「南下原自主防災組織規約」に取り決め記す。

補則第6条(要支援世帯の募集要項)

別紙「緊急時(災害発生時も含める)に、支援を必要とする世帯の応募要項」 に、要支援世帯の応募方法と登録手順を決め記す。

補則第7条(南下原町内救援隊会規約)

役割詳細は、「南下原町内救援隊会規約」に取り決め、救援隊を組織し、組織 体系として、自主防災組織表に記載する。

補則第8条(備品の貸与)

- 1. 会長及び事務局に携帯電話を貸与する、公に電話番号、メールアドレス等個人情報がさらされる事を、排除する為に活用する。
- 2. 事務局に対して、携帯電話及び PC(パソコン)設備を貸与する。 電子掲示板、公式 LINE 管理運用する為に、活用する。

補則第9条(その他収入)

その他収入とは、以下に示し、詳細は別紙「その他収入」として取り決める。

①賛助金 ②協賛金 ③生活協力金 ④使用料 ⑤その他

補則第10条(認可地緣団体)

平成3年地方自治法改定により、第260条の2第1項に規定され、 団体が、不動産の登記を個人から法人格で登記でき、権利と義務を負う。 不動産についての課税は、免除される。

ただし、自治法に第260条の2第3項に定められた、要綱を遵守する事。 規約に取り決める必須事項を、以下に示す。

①目的 ②名称 ③区域 ④主たる事務所の所在地 ⑤構成員の資格に関する事項 ⑥代表者に関する事項 ⑦会議に関する事項 ⑧資産に関する事項 具体的詳細は、別紙「認可地縁団体の規約サンプル」を参照。

補則第11条(法人会員)

平成3年地方自治法改定により、第 260 条の 2 第 1 項に規定により、区域内の 法人や団体は、会員になれないが、この会の活動を賛助する法人及び団体を、 賛助会員として参加を認める。 ただし、表決権等の団体の意思決定には関与で きず、この会の活動を賛助するといった形で、参加をお願いする。

附 則

- 1. この規約は平成24年4月1日から施行する。
- 2. この規約は令和5年4月2日から施行する。